

阿賀野川河口砂州管理検討委員会 設立趣意書

阿賀野川河口砂州は、平成１５年頃までは、左右対称に形成され、開口部が河道の中央部に位置することで、治水面からは、出水時には河口砂州がフラッシュにより流下能力の確保がなされ、冬期風浪時には高波から護岸等の河川管理施設への衝撃を和らげる効果（機能）を有していた。また、利水面からは、濁水時には塩水遡上を抑えて上水の取水障害を防ぐといった効果（機能）を有していた。

しかし、近年、左岸砂州の消失・後退と、右岸砂州の拡大により、河川管理施設の被災や流下能力の低下、船舶の航行障害など、河川管理上大きな課題を抱えているのが現状である。

このような課題に対処するため、河口砂州の動態について検討を行い、河口部周辺の河川管理施設及び、砂州の容易な維持管理を行うことを目的に、有識者等から意見・助言をいただくため、「阿賀野川河口砂州管理検討委員会」を設立するものです。

阿賀野川河口砂州管理検討委員会 規約

(名称)

第1条

本会は「阿賀野川河口砂州管理検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条

阿賀野川河口砂州は、近年、左岸砂州の消失・後退と、右岸砂州の拡大により、河川管理施設の被災や流下能力の低下、船舶の航行障害など、河川管理上の大きな課題を有している。委員会は、これらの課題に対処し、河口砂州の動態についての検討、河口部周辺の河川管理施設及び砂州の容易な維持管理を行うための専門的な学識経験等に基づく助言を行うものである。

(委員会)

第3条

1. 委員会には委員長を置き、委員会の構成は別紙のとおりとする。
2. 委員長は会務を総括する。
3. 委員長は委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、委員会に委員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条

1. 委員会の事務局は、国土交通省阿賀野川河川事務所調査課に置く。
2. 事務局は委員会の運営に関して必要な事務を処置する。

(雑 則)

第5条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この規約は平成30年3月27日から施行する。

(改 正)

令和2年9月28日一部改正

別紙

阿賀野川河口砂州管理検討委員会 委員名簿

大川 秀雄 (新潟工科大学 学長) 【委員長】

細山田得三 (長岡技術科学大学 教授)

中川 康之 (国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所 沿岸環境研究領域長)

福島 雅紀 (国土技術政策総合研究所 河川研究室長)

加藤 史訓 (国土技術政策総合研究所 海岸研究室長)

(学識者・専門家、敬称略)

林 寛之 (北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長)

藤原 達 (東京航空局 空港部土木建築課長)

小野田 勲 (新潟県 新潟港湾事務所長)

池田 博明 (北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所長)

(行政関係、敬称略)